

近隣教育施設等に通う子どもの保護者にも建築計画を説明



建築紛争予防条例・規則を改正

4月1日以降に標識を設置した中高層建築物から適用

区では「新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」により、建築計画の事前公開と計画説明等を義務付け、建築紛争の予防に努めています。しかし、これまで、計画を説明すべき「近隣関係住民」には、教育施設等に通う子どもの保護者が含まれていなかったため、施設等への配慮が十分に反映できないという課題がありました。

今回の改正では、「近隣関係住民」の範囲を拡大

中高層建築物の建築主には、建築で影響を受ける一定の範囲(計画敷地境界線から計画建物の高さの2倍の距離)にある教育施設・放課後児童健全育成事業を行う施設(小・中学校、幼稚園、保育所、子ども園、学童クラブ等)に通う児童・生徒の保護者へも、建築計画の説明(個別説明または説明会を開催)を義務付けることとしました。

また、建築主と保護者の間に建築紛争が生じた場合も、区が行うあつせん・調停の対象とします。

★建築計画のお知らせ「標識」の設置期間を延長

建築で影響を受ける一定の範囲(計画敷地境界線から計画建物の高さの2倍の距離)に教育施設等がある場合(敷地が一部かかる場合を含む)の、標識の設置期間を延長しました。

▶①延べ面積が3,000m²を超える建築物

建築確認申請等の90日前から設置(教育施設等がない場合は60日前)

▶②延べ面積が1,000m²を超えるか、高さが15mを超える建築物

建築確認申請等の40日前から設置(教育施設等がない場合は30日前)

▶③①②以外の建築物

建築確認申請等の20日前から設置(教育施設等がない場合は15日前)

NPOと地域の交流・協働を応援

NPOと地域団体との交流会

3月18日(金)

大久保で地域とともに活動する

NPO協働フォーラム

3月19日(土)

「新宿力」でつくる新たなまち

近くにいるのに、なかなか接点を見付からない地域団体

「地域とともにありたいNPOを知つてもらおう」をテーマに、大久保地域のさらなる発展のためにNPO団体と地域の方々が交流し、地域のためできることを探ります。

【時間】午後1時30分~4時

【会場】大久保地域センター

【内容】▼「NPOってな

い?」(NPOの概要や活動内

容)、▼「NPOってな

い?」(NPOの概要や活動内

容)等を説明)、▼大久保地域の現状と活動報告(みんなのおうち・人と人をつなぐ会・新宿歌舞伎町区役所

の会・地区協議会)とNPOの現状と活動報告(みんなのおうち・人と人をつなぐ会・新宿歌舞伎町区役所

の会・地区